

第2期恩納村地域福祉推進計画策定委託業務仕様書

1 業務名

第2期恩納村地域福祉推進計画策定委託業務

2 業務の目的

この業務は、本村に住むすべての人が安全で安心して住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、みんなで協力して地域福祉活動を推進していくため、令和3年3月に「恩納村地域福祉推進計画」を策定し、各種施策に取り組んでいるところである。しかし本計画の計画期間が令和7年度をもって満了となることから、現行計画や地域福祉をめぐる国の動向、地域の実情を踏まえ、地域住民や福祉関係団体、恩納村社会福祉協議会等と本村の協働による地域福祉を一層推進するための新たな計画（第2期恩納村地域福祉推進計画）の策定を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 委託業務内容

本計画の策定は、行政計画である「地域福祉計画」と恩納村社会福祉協議会の実施計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものであることを踏まえ、以下の業務内容を実施する。（なお、地域福祉推進計画の策定において「基礎調査実施業務」は令和6年度に実施済みである。）

【令和7年度：計画策定業務】

地域福祉推進計画は、計画策定に係わる基礎調査を踏まえ、地域福祉の基本指針を示す行政計画である「地域福祉計画」と行政計画の個別施策の基本指針を踏まえた福祉活動内容を示す社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定する。

※業務遂行にあたっては、恩納村地域福祉推進計画策定委員会事務局（福祉課）と恩納村社会福祉協議会（アドバイザー含む）との連携を図ることとする。

(1) 現計画の進捗・評価

現計画の施策の進捗・評価を行うため、施策の評価シートを作成し実施するとともに、評価指標の達成度の整理等の総合的な進捗・評価を行うものとする。なお、施策の進捗・評価に関しては、関係課等からのヒアリングも併せて実施するとともに、地域住民等から、地域福祉に関する率直な現状認識と今後の施策検討のヒントを探るための意見聴取（ワークショップなど）を行うものとする。

(2) 計画課題の整理

村民意識調査（アンケート調査）結果をはじめ、地域福祉を取り巻く現状を把握するためのデータ収集を行い、現計画の進捗・評価の結果を踏まえ、第2次恩納村地域福祉推進計画（以降、「第2次計画」とする。）における計画課題の整理を行うものとする。

(3) 計画の基本方向の検討

法制度や上位計画等の動向や計画課題を踏まえ、第2次計画のポイントを整理するとともに、計画の基本理念、基本目標、施策の体系等の計画の基本方向の検討・整理を行う。また、国の動向等を踏まえて第2次計画に一体的な整理が望ましい計画についても検討を行うものとする。

(4) 施策の検討及び計画案の作成

現計画の施策の取り組みを基本に、計画の進捗・評価（関係課等ヒアリングを含む）や国等の施策の動向を踏まえ、位置付けられている施策の充実化や新たな施策の検討を始め、必要に応じて重複している施策の精査、評価指標の再設定等を行うとともに、経過鶴全体の整理（計画案の作成）を行うものとする。

(5) 計画の取りまとめ

計画案について、庁内調整をはじめ、計画策定委員会やパブリックコメントの意見を踏まえ、改めて整理を行い、計画としての取りまとめを行うものとする。

(6) 会議等の運営支援

第2次計画の策定を行うにあたり、庁内調整や計画策定委員会（4回以内）、パブリックコメントの実施に際して、資料作成や議事録作成、資料説明等の会議等の運営支援を行うものとする。

5 各種会議の開催支援

計画の策定においては、以下の組織を置き協議、検討を行うものとし、会議の開催に関する支援を行うものとする。

(1) 地域福祉推進計画策定委員会

委員構成：学識経験者、保健・医療関係者、社会福祉関係者、その他村長が必要と認めたもの

開催回数：4回以内

(2) 校区ごとの意見聴取（ワークショップ）

開催回数：各2回以内

(3) 地域福祉推進計画策定作業部会

委員構成：関係各課担当職員、社会福祉協議会担当職員及び関係団体職員等

開催回数：2回程度

6 成果品

(1) 地域福祉推進計画報告書300部（A4版、表紙：フルカラー、本文：一部カラー

- (2) 概要版 5000部（A4、フルカラー）
- (3) 各種電子データ（計画書等の電子データをCD-ROMなどの電子媒体で納品）

7 守秘義務

受託者は本業務の遂行上知り得た一切の事項について第三者に漏洩してはならない。

8 検査

本業務完了後、受託者は速やかに関係書類とともに成果品を村に提出し、完了検査を受けなければならない。尚、作業中においても村が必要と認めた場合その実施状況について受託者に報告並びに説明を求めることができる。

9 成果品に対する責任の範囲

本業務完了後、受託者の過失または粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、村が必要と認める訂正、補足及び必要な作業を受託者の負担において実施しなければならない。

10 成果品等の帰属

本業務に際して使用、または作成された成果品等は村に帰属するものとし、村の許可なく使用してはならない。